

## スタートアップ支援のお知らせ「スタートアップに対するプッシュ型支援」

スタートアップが特許出願すると、特許庁がサポートしてくれます。

### 1. 「スタートアップに対するプッシュ型支援」(PASS)

(PASS:「Push-type Assistance Service for Startups」の略称。)

2. 時期:2024年4月から

3. 特許出願すると下記メリットがあります。

- ① 特許庁から電話等で連絡があり、各種支援策を紹介してくれます。
- ② 特許庁の審査官が面接でサポートしてくれます。

例えば、事業に即した質の高い権利の早期取得を支援してくれます。

- ③ 早期審査の請求が簡単になります。

例えば、早期審査の事情説明書を提出しなくても、希望を電話で伝える等の簡易的な手続により早期審査を受けられます。

### 4. 対象特許出願

「スタートアップ」による出願であって「実施関連出願」が対象です。

「実施関連出願」とは、出願人又は出願人から実施許諾を受けた者が発明を実施している特許出願のことをいいます。

「スタートアップ」は、下記(i)~(iii)のいずれかに該当するものです。

(i)その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主

(ii)常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にとっては5人)以下で設立後10年を経過しておらず、かつ、他の大企業に支配されていない法人(注1)

(iii)資本金の額又は出資の総額が3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ、他の大企業に支配されていない法人(注1)

注1：他の大企業に支配されていないこととは以下の a. 及び b. に該当していることを指します。

a. 申請人以外の大企業（資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人）が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。

b. 申請人以外の大企業（資本金額又は出資金額が3億円以下の法人以外の法人）が共同で株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。

ご興味やご不明点などがございましたら、当所にご相談ください。

詳細は以下のホームページをご覧ください。

[特許審査においてスタートアップに対するプッシュ型支援\(PASS\)を実施します \(METI/経済産業省\)](#)

[特許審査に関するスタートアップ支援策について | 経済産業省 特許庁 \(jpo.go.jp\)](#)